京都市告示第626号

道路法第18条の規定に基づき、次のように道路の区域を変更し、その供用を開始します。

その関係図面は、京都市建設局において告示の日から2週間一般の縦覧に供します。 平成27年3月25日

京都市長 門 川 大 作

1 道路の種類 府 道 供用開始の期日 平成27年3月25日 午後4時 路線名及び道路の区域

路	線	名	区間]	吊亲另	斤	延長	敷地の幅員	備考
京都美山	鄁広河 □線	可原	左京区静市市原町52番地の45		旧	A	メートル 2126. 60		A及び Bは, 関係図
			地先から 同区鞍馬本町667番地まで	IД	В	2141. 30	5. 05~26. 00	面で表	
			1	•	新	В	2134. 00	8.00~55.00	区分を いう。
下鴨原線	鳥静原え				旧	A	209. 70	6.10~ 7.60	A及び Bは, 関係図
		原大	左京区静市野中町341番地の 1地先から		Ц	В	240. 20	8.00~32.00	面で表
			同町390番地の1地先まで	新	A	209. 70	6. 23~16. 00	区分を	
					利	В	240. 20	11. 50~46. 70	

2 道路の種類 市 道 供用開始の期日 平成27年3月25日 午後4時 路線名及び道路の区域

路	線	名	区	間	旧新別	延長	敷地の)幅員
二ノ線	'瀬 ī	市原	左京区鞍馬二ノ瀬町229番地の2地先 から		旧	メートル 1623.30	3. 65	メートル ~ 9.85
			同区静市市原町52社	番地の45地先まで	新	1619. 50	3. 65	~18.80

(建設局土木管理部道路明示課)